

# ご契約の車の補償

車の修理代は意外と高く付くもの。車両保険付きなら、大切な車の損害についてもカバーできます。  
事故全般を補償する「一般条件」なら単独事故やあて逃げなどさまざまな事故を補償するのでより安心です。

## 車両保険

### ◆補償の概要

衝突や盗難などの偶然な事故によりご契約の車に損害が生じた場合、修理費などについて車両保険金額を限度に保険金をお支払いします。車両保険には「一般条件」のほか、補償範囲を限定した「エコノミー車両保険(車対車+A)」があります。

補償の対象となる事故例 ○…お支払いします。 ×…お支払いできません。

事故例	他の自動車 (原動機付自転車含む)との 衝突・接触	飛来中または 落下中の他物 との衝突 (飛び石など)	台風・竜巻・ 洪水・高潮	盗難	電柱に衝突	あて逃げ (相手車不明)
一般条件	○	○	○	○	○	○
エコノミー車両保険 (車対車+A)	○*1	○	○	○	×	×

\*1. 「エコノミー車両保険(車対車+A)」の場合、他の自動車との衝突・接触であっても、「相手自動車の登録番号など」および「その運転者または所有者」が確認できない場合、または相手自動車とご契約の車の所有者が同一の場合は、保険金をお支払いできません。

※地震・噴火・津波による損害は、  
車両保険の補償対象となりま  
せん。<sup>\*2</sup>



\*2. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたお車の損害について、一時金をお支払いする「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットすることができます(車両保険(一般条件)をセットした契約に限ります)。

### ◆お支払いする保険金

全損の場合	車両保険金額 (協定保険価額) 契約時にお決めいただいた金額	+ 車両全損時諸費用補償特約 <sup>*3</sup> 協定保険価額の10% (上限20万円・下限5万円)
分損の場合	損害額 修理見積額 ※車両保険金額が限度	- 免責金額(自己負担額) 契約時にお決めいただいた一定額(右記参照)

※車両保険金額が50万円未満の場合は「車両修理限度額引上不適用」をセットした車両保険についての説明です。

※車両保険金額が時価を著しく超える場合は、時価を車両保険金額とみなして保険金をお支払いします。

\*3 車両全損時諸費用補償特約は、車両保険に自動セットされます。

#### ●車両保険の免責金額(自己負担額)について

全教基本セットでは、車両事故1回あたりの免責金額(自己負担額)を次のように設定しています。

■免責「0-10」…契約期間中1回目の車両事故は自己負担額なし。2回目以降の車両事故については10万円の自己負担額<sup>\*4</sup>を差し引いて保険金をお支払いします。

\*4.ご契約の車が全損となった場合は、自己負担額はありません。

## 車両無過失事故に関する特約

自動でセットされます。

基本セット  
(トータルセットのみ)



ご契約の車と相手方の車<sup>\*5</sup>との衝突または接触事故により車両保険をお支払いする場合でも、ご契約の車の所有者および使用または管理している方に過失がないときは、更新後のご契約に適用される等級および無事故・事故有別の割増率の決定において、ノーカウント事故として取り扱います。<sup>\*6\*7\*8</sup> ただし、相手方の車<sup>\*5</sup>および運転者または所有者が確認できる場合に限ります。

### 過失のない事故でも…車両無過失事故に関する特約があれば等級ダウンなし

相手のセンター・ラインオーバーや追突など、当方に過失がない場合、車両保険を使っても事故件数に含まれないノーカウント事故なので次年度の等級(事故有係数適用期間含む)に影響ありません。

\*5.ご契約の車と所有者が異なる車に限ります。

\*6. 東京海上日動以外の保険会社・共済では、取扱が異なる場合があります。

\*7. 車両新価保険特約で新価払をした場合や、車両保険において限度額引上げ払をした場合は、この特約は適用しません。

\*8. 事故件数によって免責金額(自己負担額)が設定されている場合(例「0-10」など)、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。

## 車両全損時諸費用補償特約

自動でセットされます。

基本セット  
(トータルセットのみ)



事故でご契約の車が「修理費が車両保険金額以上となる場合」「修理できない場合」または「盗難され発見されなかった場合」や、「限度額引上げ払をした場合」に、車両保険の保険金額の10%に相当する額を全損時諸費用保険金としてお支払いします(1事故につき上限20万円、下限5万円です)

※契約時に支払額を車両保険の保険金額の20%に相当する額(上限40万円、下限10万円)に増額することもできます。

### 修理支払限度額50万円補償

オプション

修理費が保険金額以上となり修理を行う場合<sup>\*9</sup>は、50万円を限度<sup>\*10</sup>に修理費を保険金としてお支払いします(限度額引上げ払)。

\*9. 事故発生日の翌日から起算して1年内に修理をした場合に限ります。

\*10. 修理費から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を50万円を限度にお支払いします。

例:車両保険金額  
30万円の場合

30万円

50万円

このオプションを選択しない車両保険の支払上限額

このオプションが選択されていて、ご契約の車を実際に修理する場合の支払上限額

※このオプションを選択しない場合、車両保険金額が50万円未満のご契約には「車両修理限度額引上不適用」がセットされます。

## 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

オプション



地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約の車が全損<sup>\*11</sup>になった場合に、記名被保険者が臨時に必要とする費用に対し、50万円<sup>\*12</sup>を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払します。

\*11. 本特約における全損とは、運転席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約の車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。

\*12. 車両保険金額が50万円未満の場合は、その金額になります。

### 車両新価保険特約

満期日がご契約の車の初度登録年月または初度検査年月から61ヵ月以内のお車が大きな損傷を受けたときに、車両保険だけではカバーできない新車再購入費用をカバーする「車両新価保険特約」をセットすることができます。また保険期間の末日時点で初度登録(検査)年月から61ヵ月を超えるお車であっても、一定の要件を満たす場合はセッタすることができます。(特約の詳しい内容についてはP.23をご確認ください。)



- 車両保険に盗難時の補償はありません。
- 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」はセットできません。
- 修理支払限度額50万円補償は選択できません。